

『保健科教育研究』投稿規定

日本保健科教育学会
学会誌編集委員会

1. 投稿資格

『保健科教育研究』（以下「本誌」）に投稿することができる者は、日本保健科教育学会（以下「本学会」）の会員であること。ただし、共同研究者はその限りではない。

2. 原稿

- 1) 投稿する原稿は、別に定める本誌執筆要領に従った未発表の完成原稿であること。
- 2) 投稿された原稿は返却しない。
- 3) ヒトを対象にした研究については倫理的配慮を施し、その旨を原稿に明記すること。

3. 論文種類

投稿論文は、以下に示す「原著」、「報告」、「資料」および「その他」の4種類とする。

- ・ 原著
保健科教育に関わる独創的な研究課題を論理的にまとめたもの。
- ・ 報告
保健科教育に関わる実践的な取り組みについてまとめたもの。
- ・ 資料
保健科教育の研究、および実践に有益な情報についてまとめたもの。
- ・ その他
論評や書評、あるいは参加・訪問報告など、保健科教育の発展に寄与する内容のもの。

4. 論文審査

- 1) 投稿された論文は、保健科教育の専門家（学会誌編集委員会委員を含む）によるダブルブラインドでの審査を行う。
- 2) 「原著」以外の論文の査読は、学会誌編集委員会が選任する1名の査読者が行う。
- 3) 「原著」論文の査読は、2名の査読者が行う。なお、そのうちの1名は、本学会会員の中から著者が指名することができる。

5. 費用

- 1) 投稿料は無料とする。
- 2) 執筆要領に示す規定を超過した場合や特殊な印刷（カラー印刷など）が必要な場合には、別途料金を著者に負担を求める場合がある。
- 3) 別刷り（抜き刷り）が必要な場合は、実費を著者が負担する。

6. その他

- 1) 本誌に掲載された論文の著作権の一切（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本会に帰属又は譲渡されるものとする。
- 2) 論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。